

令和 3 年度

社会福祉法人清明会

事業計画

・障がい者支援施設しらかば園(施設入所支援・生活介護事業)

・特定相談支援事業・特定障がい児相談支援事業しらかば園

・短期入所支援事業しらかば園

〒399-0214

長野県諏訪郡富士見町落合 9507-1

TEL: (0266) 62-7088(代) FAX: (0266) 62-7062

URL: <http://www.shirakabaen.or.jp>

E-mail: info@shirakabaen.or.jp

清明会共同生活支援事業部

グリーンサム

〒391-0301

長野県茅野市北山 5552-448

TEL: (0266) 67-4566 FAX: (0266) 67-4114

富士見町グループホーム

第二富士見町グループホーム(仮称)予定

〒399-0102

長野県諏訪郡富士見町落合 9984-687

TEL: (0266) 62-8620 FAX: (0266) 62-8620

・諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター

すわ～くらいふ

〒392-0027

長野県諏訪市湖岸通り5-18-23

TEL: (0266) 54-7013 FAX: (0266) 52-7585

URL: <http://www.suwork-life.jp>

E-mail: center@suwork-life.jp

・就労支援事業部

就労継続支援 A 型事業 Jumpin'

落合地区移動販売事業

〒399-0214

長野県諏訪郡富士見町落合 9467-3

TEL: (0266) 78-8823 FAX: (0266) 78-8824

URL: <http://www.shirakabaen.or.jp>

E-mail: jumpin-n@po32.lcv.ne.jp

社会福祉法人清明会事業計画

1. 法人理念

「障害を持つ人も持たない人も共に生きる」福祉社会の実現のため、利用者一人ひとりに人間として生きる喜び、そして豊かな生活を保障できるよう、利用者の立場に立ち、法の理念に基づいたサービスの開拓と提供、地域社会に開かれたサービスの提供を法人運営の基本にする。

2. 事業

(1) 施設運営

- ① 第一種社会福祉事業 障がい者支援施設「しらかば園」の運営
 - 定員 施設入所支援事業 72名
 - 生活介護事業 94名
- ② 第二種社会福祉事業 障がい者短期入所事業「しらかば園」の運営
 - 定員 4名
- ③ 第二種社会福祉事業 障がい者生活援助事業
 - 「清明会共同生活支援事業部」の運営
 - 定員 12名
 - (「富士見町グループホーム」(6名)
 - (「第2富士見町グループホーム(仮称)」(6名)
- ④ 第二種社会福祉事業 特定相談支援事業
 - 「社会福祉法人清明会しらかば園」
 - 特定障がい児相談支援事業
 - 「社会福祉法人清明会しらかば園」の運営
- ⑤ 第二種社会福祉事業 障がい者就労継続支援 A型事業「Jumpin'」の運営
 - 定員 雇用型 10名
 - 非雇用型 10名
 - 「富士見町落合地区移動販売事業」
- ⑥ 公益事業 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター「すわ～くらいふ」の運営

(2) 各事業の見直し

- ① 障がい者支援施設「しらかば園」
 - ア 高齢重度化した利用者にも日々前向きな目標を持って生活していただけるように、個別支援計画の充実、日中活動の充実、に重点的に取り組みます。
 - イ 高齢重度化により、緊急時の救急救命の必要性が高まっています。

昨年度の反省を踏まえ、パート職員に至るまで誰もが、緊急時に対応できるよう研修を進めます。

ウ 責任と誠意を持って利用者支援ができるように、不祥事故の撲滅に取り組みます。

東京都、長野県に提出する事故報告の件数を減らします。(最大限のヒヤリハットの有効活用を目指します)

エ 咳痰吸引、経管栄養等特定医療行為指定事業者としての機能を維持し活用します。

日常的に喀痰吸引の必要な利用者も出てきており、経管栄養も日常的に必要な利用者がでてもよいように、指定事業者としての機能維持・整備(必要な職員研修等を推進)を進めます。

オ 利用者それぞれの健康状態や身体状況に応じた、適切な食事提供ができるように栄養ケアマネジメント体制を確立します。(介護報酬加算対象)

カ 加齢により(平均年齢 57 歳最高齢 84 歳)、急激に変化する利用者の健康状態、身体状況を適確に把握し、確実に対処することで、少しでも長く健康状態を保てるよう医務業務を推進します。また、身体機能を少しでも長く維持できるようにリハビリ活動の充実を図ります。

キ 利用者の精神・身体機能の維持、増進を目的として、理学療法士、作業療法士、言語療法士を非常勤配置し、定期的に利用者の状態把握、リハビリ実施・指導、カウンセリング等を行います。

キ しらかば園内に保健委員会、車輌運行・整備委員会、身体拘束廃止委員会、感染対策委員会、権利擁護委員会、行事委員会、広報委員会、管理委員会、地域交流委員会、生活委員会を置き、それぞれに特化した分野毎にしらかば園の潜在的問題の検討、各分野の行事を計画立案、実施します。

② 障がい者短期入所事業「しらかば園」

ア 生活介護(通所)利用者の包括支援センターとしての機能(オンデマンド利用)を維持します。

③ 障がい者生活援助事業「清明会共同生活支援事業部」

ア グリーンサムの老朽化に伴いこれに替わる新たなホームを設置し、共同生活支援事業部の再編を進めます。

イ 身体が動かなくなった利用者にも引き続きホームでの生活を保障できるように、物的、人的整備を進めます。

④ 特定相談支援事業「社会福祉法人清明会しらかば園」

ア 引き続き、しらかば園の利用者を中心にして自己実現のためのサービス等利用計画継続支援します。

- イ 年々高まる地域からのニーズにも広く応えられるように組織体制の整備、強化を進めます。常勤専従の相談支援専門員を配置し、特定障がい児相談支援事業、一般相談支援事業児童を実施します。
- ⑤ 障がい者就労継続支援 A型事業「Jumpin'」
- ア 好調なパンの製造販売を更に強化し、新規事業への参入と合わせ、利用定員の増加と事業拡大を推進します。
- イ 新規事業種の強化と事業拡大を推進します。
- ・昨年度設備整備をした非常用缶詰パン製造・販売事業の安定的稼働
 - ・法人の公益的取り組み(独居高齢者、障がい者等見守り・相談支援)の一環としての地元社協と協働による移動販売事業の展開
- ウ 昨年度新型コロナウィルス感染の影響を受け、停滞してしまった非常用缶詰パンの製造販売を始めます。
- ⑥ 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター「すわ～くらいふ」
- ア 利用者の利便性を考慮し、センターの移設を引き続き進めます。
- イ 相談件数の増加だけでなく、相談の質の向上を目指します。
- ウ 評価基準のランクアップを目指します。

(3) 適正な法人業務の推進

- ① しらかば園の外部委託契約を見直し適性を図ります。
 - ② 改修、改築、備品購入手続き等の契約の適正な執行を行います。
 - ③ 規定の整備
- 昨年度の社会福祉法等の改定に合わせ、規定、契約書、重要事項説明書等の適正な表記変更、整備を進めます。
- ④ 各事業が滞ることのないように、法人役員、評議員等、法に則った運営に努めます。

(4) 社会福祉充実計画の推進

第二富士見町グループホームの開設により新たな計画の必要性がなくなることから現行の公益事業の維持、拡充を進めます。(移動スーパー)

3. 管理・運営

- (1) 理事会(状況によっては昨年度同様に決議の省略により審議します)
- ① 第1回定例理事会(5月)
 - ・事業報告及び決算報告の審議
 - ・福祉充実計画の審議
 - ② 第2回定例理事会(7月)

- 中間業務執行状況報告
- ③ 第3回定例理事会(11月)
 - 中間業務執行状況報告
- ④ 第4回定例理事会(3月)
 - 次年度事業計画及び当初予算の審議
 - 中間業務執行状況報告
- ⑤ 臨時理事会(随時)
 - 審議の必要に応じ、隨時開催

(2) 評議員会(理聴会同様状況によっては昨年度同様に決議の省略により審議します)

- ① 第1回定例評議員会(6月)
 - 事業報告及び決算報告の承認
 - 福祉充実計画の承認
- ② 第2回定例評議員会(3月)
 - 次年度事業計画及び当初予算の承認
- ③ 臨時評議員会(随時)
 - 評議員会承認事項の必要に応じ随时開催

(3) 組織管理

- ① 各事業サービスをそれぞれ利用者に効果的、効率的に提供できるようにすることを第一に簡潔で機能的な組織整備をします
- ② 職員の適切な人事配置を図ります(一部外国人技能実習生の受入をします)

(4) 人事管理

- ① 働き方改革に添った職員の勤怠管理を徹底します
- ② 人事考課制度による人事管理、給与制度を円滑に実施します
- ③ 職員のメンタルヘルスも含めた健康管理、福利厚生の充実に努めます
- ④ 人材育成が急務、不可欠であることから必要な研修課題を整理し、そこに添った職員研修を計画的、積極的に実施します(人事係の配置)

(5) 財務管理

- ① 業務の効率化及びコスト削減を図ります
- ② 計画的な施設整備・改修等により施設経営を円滑に進めます
- ③ ホームページや機関紙を活用し、各事業運営の透明性を確保します。

(6) 処務管理

- ① 処務管理文書規定に基づいた文書管理及び保存に努めます

② 経理規定に基づいた適正な事務手続き(印鑑、通帳等)を実施します。

4. 情報公開・開示

(1) ホームページを有効活用して、定款に基づいた情報公開を積極的に実施します。

(2) 機関紙「しらかば」の充実を図ります(年3回発行予定)

5. 個人情報保護

(1) 個人情報保護規定に基づいた個人情報保護を徹底します

6. 施設サービス点検調整委員会(オンブズマン)

(1) 施設サービス、支援の適性チェックを主眼として、基本的に月1回のペースで利用者を中心
に、保護者、職員他関係者等との面談を行い、評価検討して、理事長、施設長への報告、
意見具申を行います。

(2) 依頼により法人内事故発生時の調査を行います。(苦情解決委員会との連携)

7. 苦情解決

(1) 苦情解決委員会規則に添って苦情受付を行い、迅速な円満可決を図ります。

8. 第三者評価事業及びリスクマネージメント

- (1) しらかば園及びすわーくらいふの第三者評価を継続し、各事業の改善点やリスクを洗い出し、改
善計画を策定、実施し、結果を開示します
- (2) ヒヤリハットや事故報告を蓄積し、分析する事で事故の未然防止、支援・介助の改善を図ります
ヒヤリハット事故の分析結果を積極的に公表します

9. 防災対策の推進

(1) 南海トラフ巨大地震、地球温暖化による異常気象による降雨土砂災害、風水害、火災、噴
火、ミサイル等想定される災害発生時にも各事業がその機能を維持できるよう、確実で実効
性のあるBCPの作成、見直しを進めます。

昨年度の経験から、感染症も災害と捉え、これを対象としたBCPの作成、見直しも進めます。

(2) 感染症対策として、マスク・消毒液の十分な確保、流行時に施設内へ持ち込まないことを徹底
するためのスタンダードプリコーションの実施を徹底します。

(3) 防災備品、非常食、非常用医薬品が非常時に活用できるよう、その維持管理を徹底します。

(文責:理事長 小口国之)

令和3年度 事業計画

事務部

1. 現状と課題

①安全、衛生関係

- 1)労働安全衛生法の規程によるによるストレスチェック実施については5年目となり、制度的にも定着してきていると考えられる。しかしながら、高ストレス判定者の相談や受診が該当者中8%であることを考えると、自身の状況を把握し、受診等に繋げていくことが引き続きの課題である。
- 2)業務中の重大事故等は発生していないが、事故は一瞬の気の緩みから引きおこされる。令和2年度も休業こそないが4件の通院該当があった。いずれも利用者への支援時において発生している。利用者個々の特性を十分に把握していないことも考えられる。安全に対する更なる意識高揚、継続に努める必要がある。
- 3)令和2年度においては交通事故、違反等はなく経過できた。万が一の交通事故、交通違反をゼロに、また継続していくかが課題である。
- 4)しらかば園については従業員数50名以上の事業所であるため、労働安全衛生に伴う資格取得者が必要である。現在は1名の有資格者がいるが、将来に向けた資格取得の必要性がある。令和2年度に取得の推進を図つたが、全国的な新型コロナウイルス感染により対応できなかった。

②経理、請求業務

- 1)預り金関係について、明細書等の提出期限、記載間違いは減少している。新しい職員も増え、適正な管理を徹底指導することが重要である。利用者こづかい等の使用については十分な確認を必要としている。
- 2)現金等の適正な取扱い、ネットバンキングの複数確認を引き続き徹底していく必要がある。
- 3)請求業務については、誤った算定により返戻・過誤が生じた場合は、利用者や法人に損害を与えることとなる。
- 4)入所定員が75名から72名に減員になったことにより、収入の減少は避けられない。支出節約、健康管理による入院減、より良いサービスによる加算取得の検討が必要である。
- 5)課税売り上げに対する消費税納税の適正処理の必要性

③防災、修繕、維持管理関係

- 1)いつ発生するか分からぬ災害等に備えて、物品や機器の点検の管理は重要である。各種点検の実施を確実に行う必要がある。
- 2)機器類等の老朽化により、修繕が増えていく傾向にある。不具合が発生すれば、業務や利用者様の生活に多大な支障が生じることとなる。

- 3) 下水道への不溶物流入対応として、日々トラップの清掃を実施する必要がある。
- 4) しらかば園については給湯、暖房用燃料の危険物施設がある。施設の防火管理も含め、将来に向けた防災等に伴う資格取得者育成の必要性がある。令和2年度に取得の推進を図ったが、全国的な新型コロナウイルス感染により対応できなかった。

2. 重点的取り組み

①安全、衛生関係

- 1) 労働安全衛生法の規程によるによるストレスチェックについては、職員のメンタル不調の未然防止、施設の問題点の把握及び改善は利用者様への適切な支援と職員の和が期待できる。高ストレス判定者の相談や受診に繋げていくためにプライバシーに配慮した推進を行っていく。
- 2) 業務中のヒヤリハット(職員)の提出、分析及び対策の周知
- 3) 労働災害が発生した場合は、主任会で要因等を分析して安全な手順、具体的再発防止及び周知
- 4) 年次有給休暇10日以上有する職員の期間5日以上取得を勧奨して、有効的休暇を推進する。
- 5) 自身の勤務時間の把握、余裕ある出勤と速やかな退勤を周知する。
- 6) ケガ、健康障害、交通事故及び交通違反ゼロ

毎月の主任会、職員会での労働安全に係わる事項、交通安全の周知
毎朝、各事業所において安全関係の周知
8月 安全運転チェックシート配布
10月 ストレスチェック表配布及び回収
安全運転管理者講習受講内容の伝達、周知
11月 結果表の配布と分析及び高ストレス者へのプライバシーに配慮した受診勧奨
12月 交通安全、安全運転研修実施
1月 メンタルヘルス研修
こころの健康づくり見直し

- 7) 労働安全衛生に係わる第一種または第二種衛生管理者の資格取得を推進する。

②経理、請求業務

- 1) 予算執行にあたっては、消費税増税の観点からも必要性・緊急性・価額等の判断と最善の対処方法かを検討する。
- 2) 障がい福祉サービス費及び自己負担金について、システムや別途作成する帳票、部署間の連絡により間違いない請求計算をする。

- 3) 法人会計については預金、現金及びネットバンキング等の適正かつ確実な処理に引き続き努める。
- 4) 利用者預かり金会計処理については利用者の意志、金銭・物品等の複数チェック、内容の明確化により適正かつ正確に管理する。また、職員会等にて適正管理の説明や研修をする。
- 5) 課税売り上げに対する消費税納税について、会計事務所と綿密な打合せを行い対応していく。

③ 防災、修繕、維持管理関係

- 1) 各種法定点検やメンテナンスの確実な実施とそれに伴う改修の速やかな対応に努める。
- 2) 最新の情報による防災用必要物品等の検討補充
- 3) 「国土交通省 要配慮者利用施設の土砂災害に関する避難確保計画」に伴う清明会計画を状況により見直しを行う。
- 4) 下水道への不溶物流入対応として、日々トラップ点検及び清掃するが、処遇時の注意喚起もお願いしていく。
- 5) 機器等に不具合が生じた場合の速やかな対応、老朽箇所の改修、交換の実施
　　南、西棟循環式浴槽のレジオネラ対策として配管洗浄
　　玄関自動ドアセンサーの新規格品(挟まれ防止機能)への交換
　　南棟設置の灯油ホームタンク(備蓄用)老朽化に伴う設備交換
　　屋根、外装塗装工事(富士見町グループホーム)
- 6) 第2富士見町グループホーム(仮称)建設に伴う監督、検査等
- 7) 甲種防火管理者、危険物取扱責任者(乙4)等の資格取得を推進する。

④ その他

- 1) 全国的な新型コロナウイルス感染症対策により延期していたしらかば園開所30周年に向けての準備
- 2) 利用者の申請等に関わる書類の正確かつ遅滞なき提出
- 3) 各種行政手続き等の正確かつ遅滞なき提出
- 4) ウィルス感染対策に伴う備蓄物品確保

文責 事務部長 小松 修

生活支援部

1、現状と課題

しらかば園では高齢化から体調の急変による救急車の要請や入院件数も増えている。ご自身の体調の急激な変化への意識が伴わず、今までの感覚を変える事が難しく、体調不良を上手く訴えられない事も見られる。昨年度は3名の方がご逝去されました。

今後、生活面での基本的観察が重要になり、早期に適切で迅速な対応が求められる。コロナ禍で活動が限られてしまい、希望された活動が行えず、コロナ禍でも楽しめる活動提供を検討する必要がある。

又、昨年度はコロナ禍で予定していた研修に殆ど参加できなかった。オンライン研修やコロナ禍でも行える研修が求められる。

昨年度も骨折、頭部を強打する転倒、投薬関連、介助時等の大きな事故も見られた。ちょっとした配慮や意識で防げた事故もあり、原因に対して真摯に向き合い改善する必要がある。ヒヤリハットの提出件数は増え、事故の前に気を付ける意識は高まっており継続する。

身体拘束の手順が守られなかった事案、ご利用者様のお金で購入した食べ物の余りを職員が食べてしまった事案もあり、ご利用者様への権利擁護に対する意識の低さが見られた。

支援部主任会においては時間も短く、新たな曜日や時間の検討も必要である。内容については高齢化に伴う現状にあった生活棟の再編成が必要となってきた。

2、重点的取り組み

(1) ご利用者様の高齢化に向けた支援の整備とコロナ禍での支援の実施

- ①日々のバイタルチェック、表情、食欲、排泄、入浴時の身体観察等、基本的な生活面での観察の強化
- ②異変の早期発見、速やかな報告・連絡・相談を行い、適切で迅速な対応の実施。医務部と連携した救急法訓練の実施とマニュアルの整備
- ③個別支援計画は選択制なども導入し、ご本人様の意思の汲み取りを行う
- ④コロナ禍でも状況や警戒レベルに応じ、できるだけ希望に添える活動の実施及び丁寧な説明の継続
- ⑤身体機能の維持・向上を目指し、PT・STへの相談及び具体的な計画の作成及び実践

(2) 事故減少及び丁寧で確実な支援の実施

- ①ヒヤリハットを活用した危険事案の早期発見と他職種と連携した早期対応の実施
- ②毎月の主任会議でヒヤリハット、事故報告の検証及び再発防止策の検討
- ③事故原因が多い内容は各部・各生活棟・会議室への掲示を行い再発防止に努める
 - ☆マニュアルを遵守し集中して業務に取り組む
 - ☆確認が必要な業務は必ず確認を行う
 - ☆報告・連絡・相談を徹底する
 - ☆ご利用者の心情理解と行動特性への配慮した支援の実施

(3) 支援部主任会議の実施

- ①高齢化に向けた生活棟の再編成及び職員体制の整備
- ②会議の効率化を図り、研修、ケース検討を充実させ支援に活かす
- ③棟内や施設内での課題・問題点・困りごとを相談し改善する

(4) 職員育成

- ①オンライン研修(サポートーズカレッジ)の実施（主任研修・支援員研修）
- ②外部講師を招いた虐待防止に関する全体研修の実施及び・オンライン研修や資料にての研修の実施
- ③各種研修への参加
(知的障がい福祉協会主催研修・諏訪圏域自立支援協議会主催研修・東京都社会福祉協議会主催研修・新任職員研修・自己研修等)
※新型コロナウィルスの感染状況に応じて参加
- ④研修内容のフィードバックを行い他職員の自己研鑽に役立てる

(5) 人材確保

- ①求人活動への積極的な参加
- ②地元の大学、短大、専門学校への就職の斡旋を依頼
- ③ハローワーク、人材バンクと連携し人材確保に努める
- ④外国人労働者の受け入れの検討

文責：生活支援部長
内藤 久雄

2021年度 東棟2階 事業計画

生活介護

I 現状と課題

1. 昨年度の取り組みとして開始した、支援グループや行動集計～ストラテジーシート作成といった支援プロセスが確実に機能しないこともみられ、ご利用者の要望や個々のストーリーにもとづいた個別支援の提供をさらに充実させる必要がある。
2. ご利用者の高齢化から、更に適切なリハビリテーション活動が必要となってきている。また、ご利用者の人生を豊かにする社会的な活動や家族とのつながりが少なくなってしまい、心的な張り合いを増やす必要がある。

II 重点的取り組み

1. 支援グループによるケースワークを実践する。
 - ① 各支援グループのメンバーは、ご利用者の課題、要望の発見をおこない、グループ内で検討し、ケース検討、手順書を主任、相談員に提示する。
 - ② 支援グループは、アセスメントシートの更新とともに、「詳細を要する対応」「ストレングスシート」の作成をおこなう。支援プロセスとして、行動集計、冰山モデル、ストラテジーシート作成といった、支援ツールを用いて棟ケース検討を進めること。
 - ③ 棟単位での検討事項は「課題ボード」「支改善起案書」として提出する。
2. 言語聴覚士や理学療法士、作業療法士といった各専門職との連携を図ると共に、グループ単位での活動を活かし、ご利用者が身体機能を発揮する機会を提供する。棟活動を通して心が躍る機会を提供する。家族との接点を持つ機会を提供する。
 - ① 各専門職からリハビリテーション方法の相談をおこなうと共に、ご利用者の要望と必要性に応じて、グループ単位での散歩、弁当持参散歩、園芸、カラオケ、おやつ作り、デイルームでできるレクリエーション、棟クラブ活動を提供する。
 - ② 棟活動として、ご利用者に四季の変化や文化を感じて頂ける棟イベント、自己選択の機会を設けた提供の機会を計画、実施する。
 - ③ 感染症対策の状況によるが、保護者の方々と電話でのやりとり、年賀状や暑中・寒中見舞いといった写真レターの送付、ZOOM面会や面会外出、ふるさと巡り・お墓参りの機会を提供する。

施設入所支援

I 現状と課題

1. ご利用者の疾患の多様化に対して、迅速な発見と適切な記録・処置の継続ができるおらず、疾患が重篤化しかねないことがある。
2. 昨年度から開始したリスクマネジメントの各システム（RCA分析、ヒヤリハット・事故報告書の処理プロセス、「課題ボード」「業務改善起案書」「介護・医療検討議題」の提出）が十分に機能していない。
3. ご利用者の権利擁護への理解が不十分である。

II 重点的取り組み

1. 疾患に対する観察力と発見力、適切な対応力を向上させる。

- ① 棟会議にて、ご利用者の身体観察やバイタル観察についての基本的な知識と理解を深める学習会をおこなう。1日の中で、各時間帯のリーダーは、ご利用者の状態を掌握できるよう、各記録に対して責任を持って測定や記録の指示、看護師等との連携をおこなう。
- ② 棟内係を任命し、棟会議にて、あるいは他棟と合同で、「食事」「排泄介助」「移乗・誘導」「口腔ケア」「各状況における救急法」といった自己学習会をおこなう。

2. リスクマネジメンの実践をおこなう。

- ① 支援グループから「介護・医療検討議題」として、検討議題を上げて頂き、棟会議にて検討をおこなう。
- ② 「ヒヤリハット」「課題ボード」「業務改善起案書」提出は業務・支援改善を促す支持的なプロセスであることを棟内で周知する。提出→改善実施→効果測定までおこなう。
- ③ ヒヤリハットや事故報告に対しては、棟会議でRCA分析を実施し、複数の支援者による多角的な課題発見と今後の対応に対する考察をおこなう。

3. 棟支援者の権利擁護意識の向上を図る。

- ① 棟会議にて「行動指針」「権利擁護ガイドライン」の読み合わせと意見交換をおこなう。具体的な利用者対応、環境、価値判断に対してケース検討をおこない、価値基準の明確化と標準化を図る。
- ② 定期的に他部署（生活支援部長、看護師）の視察を受け入れ、外部からの気付きを頂き、改善をおこなう。

西棟 事業計画

1、現状と課題

- (1) 利用者一人ひとりの健康観察、体調変化への早期の気付きと対応が必要である。支援、介護、ケアの充実を図る。
- (2) 職員の人権意識の低さから、手続きを無視しての身体拘束を行なってしまった。支援、介助の意識の低さに原因はある。福祉職員としての職務と意識の向上、意識改革が必要である。
- (3) 障がい特性や介護度の違う利用者が混在し、状態が変化する中での支援、活動充実の難しさ。

2、重点的取り組み

- (1) 利用者の基礎的疾患や加齢による健康状態、身体状況、機能低下など利用者の状態は常に変化しており、生活全般の小さな変化も見逃さない観察力が必要である。早期の気付きと対応、医務部との連携が大事になる。また、支援、介護、基本的なケアの充実を図る。
 - ① 日々の健康観察、バイタルチェック、食欲、排泄や睡眠、清潔保持。また、会話や表情から気付いた点や変化があれば、棟内職員間で把握、共有し、必要に応じ看護師に相談、連携をとり対応する。
 - ② 棟会議やミーティングにて、利用者一人ひとりの支援方法、リハビリテーションを意識した介護、ケア対応方法の検討を行ない、統一した支援、介護、ケア、対応を行い必要に応じて医務部、給食部との連携、共有を図っていく。
- (2) 福祉職員としての役割と職務を理解し、職員一人ひとりが利用者に対し適切な支援、対応、丁寧な支援、対応で職責を果たす。
 - ① 利用者の障がい特性を理解し支援を行なう。利用者個々の資料、情報書式を用いて情報、特性を理解、共有し支援にあたる。
 - ② 利用者への呼称、態度、対応を常に意識しての支援、対応を行う。効率やスピードではなく丁寧さを求める。
 - ③ 棟会議を活用し「権利擁護ガイドライン、障害福祉サービスガイドライン」「支援マニュアル」「障がい者虐待防止についての各資料」などを基に振り返りや読み合わせを行ない、職員の人権意識向上、意識改革を図る。
- (3) 障がい特性や介護度の違う利用者が一緒に生活を送り、利用者一人ひとりが色々な要因で変化する中、関わりを増やし加齢により低下する機能面や精神面を放置せず、良い刺激や楽しみとなる活動を提供。リハビリテーションを意識した支援の実施。
 - ① 利用者一人ひとりに合わせた支援、活動内容、提供時間等のスケジュールの詳細、明確化を図り実施する。
 - ② 理学療法士の指導に基づき、機能低下予防、残存機能維持のため日常的に実施する。
 - ③ 言語聴覚士の指導に基づき、食形態、食事介助術への助言。日常的に咀嚼、嚥下機能維持のための相談、実施する。

- ④ 作業療法士のレクリエーション技術の指導、実践。余暇活動や体力維持のための活動を日常的に実施する。

(4) その他

感染症対策が続く中、生活スタイルの変化、屋内活動の充実を図る。また、落ち着いた環境で安全に食事提供。

感染症収束後、可能になれば利用者の希望に沿った形でハイキングや外出を行っていく。また、季節ごとのイベントを実施し、四季を感じていただきたい。

文責：西棟主任生活支援員 安川佳成

東棟 1 階 事業計画

施設入所支援

1、現状と課題

- (1) 感染症対策として棟閉鎖や食堂の使用が中止となり、移動機会の減少により、高齢の利用者を中心に歩行機能の低下が見られる。日中活動を行う事で歩行機能の維持が期待できるが、高齢の利用者の多くが活動を拒否される事が多く、居室に籠りがちになり、動きが少ないと排便回数の減少にも繋がっている。
- (2) てんかん発作や持病がある利用者の体調は日々変化しており、発作の増減、症状に合わせた服薬の変更や体調観察が不可欠となっている。
- (3) 利用者の加齢に伴い、嚥下機能や咀嚼の低下が多くの利用者に見られる。刻み食やとろみ剤の導入を安易に行うと咀嚼機能の低下に繋がる可能性もあり、利用者個々の状況に合わせた対応が必要となっている。
- (4) 膀胱痙攣やバルーンカテーテルを使用されている利用者について、管の絡まり防止、尿内の浮遊物による管の詰まりへの対応、管の固定による利用者への負担軽減を行う必要がある。
- (5) 加齢に伴う皮膚の乾燥やひび割れが多くの利用者に見られる。若い利用者の中にも実習で水仕事を行う方には皮膚疾患が見られる方もおり、ひび割れから感染症を患う可能性もある為、日々の肌のケアが不可欠となっている。

2、重点的取り組み

- (1) 日中活動に参加されない利用者についてはPTや趣味となる活動を通して無理なく体を動かすことで身体機能の維持を図る。
 - ① PTで相談し利用者個々の身体状況に合わせ、無理のない程度で体操やストレッチを行う。
 - ② デイルームでの催しや趣味としている活動を居室の外で行う事で歩行機会を増やす。
 - ③ 排泄が少ない利用者へは腹部のマッサージ等を継続的に実施する。
- (2) 利用者の健康観察と記録を行い、発作の傾向や回数、症状の分析を行い、看護師や医師と連携し、適切な対応を行う。
 - ①精神科検診にて発作の状況や傾向について相談し、医師に適切な薬を処方していただく。
 - ②発作が発生した際は気道の確保や身体の保護を最優先し、その上で正確な記録と観察を行う。
 - ③棟会議や研修において、てんかん発作についての資料を使用し、職員個々がてんかん発作についての理解や対応方法を学ぶ。
- (3) 食事中の見守りと声掛けの徹底を行い、利用者が安全に食事を楽しめるように配慮する。
 - ①感染症対策等で棟内での食事となった場合は、居室で食事されている利用者の見回りを行い、安全に食事ができているか確認を行う。
 - ②咀嚼がうまくできない方や早食いになっている利用者への声掛けを行い、改善が見られない場合はSTを受講する
 - ③早食いや咀嚼が足りない利用者については、可能な限り声掛けやSTで相談し改善を図り、

改善が見られず、かつ安全面で対応が必要な場合のみ、刻みやとろみ剤の使用を検討する。

- (4) 毎月の通院や1日4回行っている排尿の際に、尿の状態やウロバッグ、管の状態の確認を行い、尿量の記録を実施する。
 - ① 毎日の尿量の記録から健康状態を読み取り、医務と連携して必要があれば通院する。
 - ② 管の固定具の交換や定期的なウロバッグの交換を行い、清潔を保って感染症を防ぐ。
- (5) 入浴等、身体の状況が確認できる際に皮膚の炎症や疾患を確認し、適切な対応を行う。
 - ① 医務より指示を受け、定められた時間と用量を守り皮膚科薬の塗布を行う。
 - ② 実習等で水仕事を行う利用者には手袋や保温材等を使用し、症状の悪化を防ぐ。
 - ③ 足浴や手浴を行い、踵や手のひび割れの症状の改善を図る。
 - ④ オムツやパッドを使用している利用者は肌の蒸れに留意し、清潔を保持して褥瘡を防ぐ。

生活介護支援

1、現状と課題

- (1) コロナウィルス蔓延防止の為、外出やハイキング、実習が中止となり、多くの利用者に活動量低下による筋力低下や体重の増加、気分の落ち込みが見られる。散歩活動や外気浴を行っているが、活動を希望する全ての利用者に満足していただく事は出来ておらず、限られた時間、環境の中でいかに満足していただける支援を提供できるかが課題となっている。

2、重点的取り組み

- (1) 散歩や外気浴・日光浴の活動を増やし、気持ちよく体を動かしてリフレッシュして頂ける機会を増やす。実習に参加する利用者へは、実習の日程や必要な用具を職員が準備し、安心して参加ができる体制を整える。
 - ① これまで散歩活動や体育館活動に参加されていない利用者からも要望を聞き取り、希望があれば積極的に散歩、外気浴を実施する。
 - ② 運動が苦手な利用者にも楽しんで頂けるよう、これまで園内で行われてきたレクリエーションプログラムの活用、クッショニ性のある遊具でのゲーム等を取り入れる。
 - ③ 感染症対策で外出ができず、職員が買い物を代行する際は写真やメニュー表を活用し、利用者の希望に沿った買い物を実施する。

職員業務

1、現状と課題

- (1) 職員研修や支援会において職員が支援について学ぶ機会が増えているが、感染症対策として会議や研修に参加する人数を制限している事もあり、学ぶ機会を今以上に増やす必要がある。
- (2) 利用者個々のフェイスシートが作成されておらず、利用者それぞれの個性や特性を無視した根拠のない支援に陥る可能性がある。

1. 重点的取り組み

- (1) 毎週行う棟会議において、研修時に配布された資料等を基に支援や障害特性、人権擁護について学ぶ機会を設ける。
- (2) 過去に作成されたフェイスシートやケース資料を精査し、新しくフェイスシート、アセスメントシートを作成し、行動特性の理解、統一した支援に役立てる。

(文責：東1階 主任生活支援員代行／ 池本 貴之)

ローカルサポート部 事業計画

1. 現状と課題

令和2年度当初から、新型コロナウィルス対応による登園制限や登園中止という形の中での支援状況となり、各家庭や各利用者にとってサービスに対する満足度は低かったと思われる。今後も、このような災害ともいべき未曾有の事態に際しても、柔軟な支援、対応が必要となつていく。

通所者の年齢も徐々に上がっており、グループホームからの通所者に於いては ADL の低下により事故や怪我に至ってしまう事もあったが、利用者の特性の理解不足や職員間の連絡、連携不足により事故に繋がってしまう結果となってしまった事もあった。

2. 重点的取り組み

- ① 各家庭の状況や各利用者の的確な状況把握とそれに対する迅速な判断、対応を行っていく。
 - ・健康状態や体調の変化を見逃さず的確に把握し、医務をはじめ関係各所と連携しながら迅速な対応を行っていく。
 - ・各利用者、ご家庭の状況、ニーズに合わせた的確なサービスの提供を行う。
 - ・行政等の指示に従った対応を行うとともに、マニュアルに沿いコロナ対応も含めた感染症対策を徹底していく。
- ② 支援者のスキルアップ、支援サービスの向上。
 - ・各職員が利用者への寄り添いを深め、常にニーズの聴き取りを行っていく。
 - ・個別支援計画の必要性、重要性を理解し P・D・C・A を意識した統一したチーム支援を行う。
 - ・清明会の理念を理解し、倫理綱領の読み合わせを行う。
 - ・各職員が一社会人としての自覚を持ち「しらかば園」の施設職員としての使命を果たせるよう資質の向上を図っていく。
 - ・コロナ対応での制限もあるが、積極的に園内外の講習会、セミナーへ参加し、DVD 視聴や各講習資料等を参考に読み合わせを行い、職員間での研鑽を行っていく。
 - ・定期的にミーティングや小会議の中で支援の振り返り、状況を周知し改善していく。
 - ・前年度の「事故報告」「ひやり・はっと」の検証を各職員が行い、会議等で周知し合うことで事故防止を図る。

③ その他

- ・ニューノーマルを意識した活動の提供、利用者の ADL の維持と低下防止の為、歩く事を意識し、外に出て身体を動かす機会を増やしていく。
- ・ADL の維持を行うとともに、各利用者が個々の QOL を高めていけるような活動の提供を行っていく。

文責:ローカルサポート部 主任生活支援員 志賀 勇